

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び犬山市景観条例（平成19年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の届出)

第2条 法第16条第1項の届出は、景観計画区域における行為の届出書（様式第1）に、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項に掲げる図書を添付し、当該行為の30日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者が、その届出に係る事項を変更しようとするときは、景観計画区域における行為の変更届出書（様式第2）に、前項に掲げる図書のうち、変更に係るものを添付し、市長に提出しなければならない。

(景観形成促進地区の要件)

第3条 条例第10条第1項の景観形成促進地区は、犬山市景観計画に定める犬山城周辺地域内のうち城下町ゾーンにおいて、次の要件を満たすものとする。

- (1) 一団の土地の所有者及び借地権を有する者（以下「土地所有者等」という。）の代表者から、景観形成促進地区指定の申出書（様式第3）により申出があること。
- (2) 一団の土地は、町内単位や道路沿線等であって町並みの連続性が確保されているとともに、相当数の建物及び区域面積を有していること。
- (3) 犬山市景観計画に定める良好な景観形成のためのルールに則して、高さ制限及び一団の土地の概ね80パーセント以上の土地所有者等の合意により作成された建築物等の形態・意匠の具体的な基準が定められていること。
- (4) 当該地区の景観を促進するための期限（以下「促進期限」という。）が、概ね10年を限度として定められていること。

(景観形成促進地区の有効期限)

第4条 景観形成促進地区の有効期限は、条例第10条第3項の告示の日から促進期限までとする。

(景観地区への移行等)

第5条 市長は、景観形成促進地区を指定したときは、土地所有者等の協議の状況を考慮しつつ、当該景観形成促進地区を法第61条第1項の景観地区として定め、又は法第81条第1項の景観協定を締結するよう働きかけるものとする。

2 土地所有者等は、当該景観形成促進地区を景観地区として定めることに協力し、又は景観協定を締結するよう努めるものとする。

(景観協定の認可)

第6条 法第81条第1項の景観協定には、同条第2項で定める事項のほか、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 景観協定の名称
- (2) 景観協定の目的
- (3) 景観協定を締結した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、景観協定を締結する者が必要と認める事項

2 法第81条第4項の景観協定の認可を受けようとする者は、景観協定認可申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 景観協定書の写し

(2) その他市長が必要と認める図書

4 市長は、法第83条第1項の景観協定の認可をしたときは、景観協定認可通知書（様式第5）により、通知するものとする。

（景観協定の変更及び廃止）

第7条 景観協定の内容を変更し、又は廃止しようとする者は、景観協定変更等認可申請書（様式第6）を市長に提出し、認可を受けなければならない。

2 市長は、景観協定の変更又は廃止を認可したときは、景観協定変更等認可通知書（様式第7）により、申請者に通知するものとする。

（景観重要建造物等の指定の通知等）

第8条 法第19条第1項の景観重要建造物及び法第28条第1項の景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定の通知は、景観重要建造物等の指定通知書（様式第8）により行うものとする。

2 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、次に掲げる事項を表示する標識を設置するものとする。

(1) 景観重要建造物等の名称

(2) 指定番号及び指定の年月日

（景観重要建造物等に係る行為の許可）

第9条 景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩変更又は景観重要樹木の伐採若しくは移植をしようとする者は、当該行為の30日前までに第2条第1項に定める図書を添付し、景観重要建造物等に係る行為の許可申請書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請の行為が当該景観重要建造物等の良好な景観の保全に支障がないと認めるときは、景観重要建造物等に係る行為の許可書（様式第10）により許可するものとする。

（景観アドバイザー）

第10条 市長は、良好な景観の形成のため、次に掲げる事項について調査、研究及び助言を行うため、景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。

(1) 法第16条第1項の規定により届出された行為に関すること。

(2) 条例第19条の助成等に関すること。

(3) 公共施設の色彩、デザイン等に関すること。

(4) その他良好な景観の形成について必要な事項

2 アドバイザーは、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 建築物又は工作物における構造、意匠、歴史等に専門的な知識を持つ者

(2) 色彩、デザイン等に専門的な知識を持つ者

（景観助成金の交付対象）

第11条 市長は、次に掲げるいずれかの者が行う良好な景観形成に著しく寄与すると認められる行為に対し、条例第19条の助成として、景観形成助成金（以下「景観助成金」という。）を交付することができる。

(1) 法第19条第1項に定める景観重要建造物の指定を受けた建造物の増築、改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更について、法第22条第1項の許可を受けた者

(2) 景観形成促進地区内において、法第16条第1項の届出をした者

(3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第142条の伝統的建造物群保存地区内において、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第2項の許可を受けた者

(4) 前各号に定める者のほか、市長が特に必要があると認めた建築物の建築等又は工作物の建設等を行う者

(交付の申請)

第12条 景観助成金の交付を受けようとする者は、当該行為の30日前までに、景観形成助成金交付申請書(様式第11)に次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 計画設計図書
- (4) 着色した立面図(4面)
- (5) 工事費見積書
- (6) 助成対象物の所有者の同意書
- (7) その他市長が必要と認める図書

(交付の決定)

第13条 市長は、景観助成金の交付の申請があったときは、必要に応じてアドバイザーの助言を受け、内容を審査するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、景観助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をし、景観形成助成金交付決定通知書(様式第12)により、当該申請者に通知しなければならない。
- 3 市長は、景観助成金の交付の決定に際し、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(景観助成金の額)

第14条 景観助成金の額は、予算で定める範囲内とし、当該申請に係る行為に要する経費のうち、別表の助成対象行為の区分に応じ、それぞれ同表の助成率及び限度額の範囲内において市長が決定する額の合計額とする。

- 2 同一敷地内で行う行為に対する景観助成金は、最初の交付の決定の日から10年以内は別表の助成対象行為の区分に応じ、それぞれ同表の限度額までの額とする。
- 3 市長は、特に必要があると認められた建築物の建築等又は工作物の建設等について、期限、助成率及び限度額を、条例第20条第1項の犬山市景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いたうえで別に定めることができる。

(内容の変更)

第15条 景観助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成対象者」という。)が、交付の決定を受けた行為(以下「助成対象行為」という。)の内容を変更しようとするとき又は天災地変その他の事情により助成対象行為を中止しようとするときは、速やかに第12条第2項各号に掲げる図書のうち、変更に係るものを添付して、景観形成助成金変更承認申請書(様式第13)を市長に提出しなければならない。

(変更交付の決定)

第16条 市長は、前条の申請があったときは、変更の内容を審査し、景観助成金の額を変更するものとする。

- 2 市長は、景観助成金の額を変更したときは、速やかに景観形成助成金変更決定通知書(様式第14)により助成対象者に通知しなければならない。
- 3 第13条第1項の規定は、第1項の変更の内容を審査する場合について準用する。

(完了報告)

第17条 助成対象者は、助成対象行為が完了したときは、完了の日から1月以内に、景観形成助成金対象行為完了報告書(様式第15)に次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施設計図書
- (2) 完了工事費内訳書
- (3) 工事写真

- (4) 工事に係る費用の支払いを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める図書

(景観助成金の額の確定及び交付請求)

第18条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき景観助成金の額を確定するものとする。

- 2 助成対象者は、景観助成金の支払いを受けようとするときは、景観形成助成金交付請求書(様式第16)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第19条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、景観助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 景観助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 助成対象行為の申請、報告又は施行に不正があったとき。
- (3) 条例第1条の目的の達成に支障となる行為を行ったとき。
- (4) 景観助成金の交付の決定の日から10年以内に景観助成金(都市景観形成助成金交付要綱(平成6年6月13日施行)により交付を受けた都市景観形成助成金を含む。)の交付を受けた行為に係る部分の変更、取壊し等を行ったとき。

(景観助成金の返還)

第20条 市長は、景観助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに交付された景観助成金があるときは、景観形成助成金返還命令通知書(様式第17)により期限を定めて返還させるものとする。

- 2 前条第4号に定める行為を行ったものについては、景観助成金の交付の決定の日から当該行為に至るまでの期間の日数に応じ、交付決定額に年10%の割合を乗じた金額を交付決定額から減じて返還させるものとする。

(保管義務)

第21条 助成対象者は、景観助成金の交付の決定の日から10年以内に助成対象行為に係る部分の変更、取壊し等を行わず、当該部分の適正な維持管理に努めなければならない。

(審議会の委員)

第22条 審議会の委員(以下「委員」という。)のうち、条例第21条第2項第2号に定める委員は、次に掲げる団体及び良好な景観形成に積極的に取り組んでいるまちづくり団体等の代表者並びに特に関係がある者として市長が必要と認めるものをもって充てるものとする。

- (1) 犬山市建築設計事務所協会
- (2) 犬山建築工業会

2 条例第21条第3項の臨時委員は、市長が審議事項を明示して委嘱するものとする。

- 3 前項の臨時委員は、明示された事項を審議する会議に限り出席することができる。

(会議の公開等)

第23条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 犬山市情報公開条例(平成10年条例第33号)第8条各号に定める非公開情報に該当する情報を含む案件を審議する場合
- (2) その他審議会が非公開とする旨を議決した案件を審議する場合

(委員の任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(審議会の会長)

第25条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第26条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(高さの算定方法)

第27条 建築物及び工作物の高さの算定方法は、地盤面(建築物又は工作物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。)からの高さによるものとする。ただし、建築物の屋上に設置される工作物の高さは、当該屋上から最高部までの高さによる。

- 2 建築物の屋上部分に設ける階段室、昇降機塔、屋窓、装飾塔、物見塔、観覧車、飛行塔その他これらに類するものは、水平投影面積の合計がそれぞれ当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。
- 3 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

(雑則)

第28条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第22条から第26条までの規定は、この規則の公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に廃止前の犬山市都市景観条例(平成5年条例第3号)第7条第1項の規定に基づいて指定されている都市景観重点地区は、この規則の施行の日から平成21年3月31日までの間、条例第12条第1項に定める景観形成促進地区とみなす。

(犬山市都市景観条例施行規則の廃止)

- 3 犬山市都市景観条例施行規則(平成6年規則第3号)は、廃止する。

別表（第14条関係）

助成対象行為の区分		助成率	限度額
特に良好な景観を形成するうえで重要な建築物の保全のための行為	主要構造部の整備に係る費用	1 / 3	合計額 300万円
	道路から見える部分の修景に係る費用	2 / 3	
その他の建築物の建築等の行為	外観を変更することとなる修繕又は模様替えで、道路から見える部分の修景に係る費用	1 / 2	150万円
	新築、増築、改築又は移転で、道路から見える部分に係る費用	1 / 3	100万円
工作物の建設等のうち、門、塀等周囲の良好な景観形成に必要な行為	道路から見える部分に係る費用	1 / 2	50万円

## 備考

- 1 主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。
- 2 道路から見える部分とは、当該建築物等が存する敷地が道路（不特定多数の往来を目的とする幅員1.8メートル以上の道路をいう。）と接する側の壁面等をいう。
- 3 助成金の額は千円単位とし、千円未満は切り捨てるものとする。